

早期再就職支援等助成金(中途採用拡大コース)をご活用ください

「早期再就職支援等助成金(中途採用拡大コース)」は、中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用の拡大及び賃金上昇を図る事業主に対して助成するものです。

支給要件及び助成額は以下の通りです。

また、下記に加えて常時雇用する労働者の数が300人を超える事業主は、中途採用率を公表していることも助成対象の要件です。

助成額
中途採用者1人あたり
20万円

「申請の流れ」の「中途採用率の拡大」(イまたはロのいずれかを満たす)及び「中途採用者の賃金上昇」のいずれも満たす事業主

加算額
中途採用者1人あたり
10万円を加算

以下のいずれかを満たす事業主

- ① 「ローカルベンチマーク」の財務分析結果(総合評価点)が「B」以上である
※ローカルベンチマークの詳細は経済産業省のホームページをご参照ください
または
- ② 給与等受給者一人当たりの平均受給額を5%以上上昇させた

申請の流れ

助成対象となる方を雇い入れる前に、前日までに中途採用計画の作成・提出が必要です。

雇い入れ前

- ・ 中途採用計画の作成
- ・ 中途採用に関する情報の公表
(常時雇用する労働者の数が300人を超える事業主のみ)

中途採用計画を労働局へ提出

雇い入れ後

中途採用者の雇用管理制度の整備 + 対象となる方の雇い入れ

中途採用率の拡大

- イ 中途採用計画期間中の中途採用率を前年同期と比較して5ポイント以上上昇させる
または
ロ 中途採用計画期間における中途採用率が50%以上である

中途採用者の賃金上昇

中途採用者の雇入れ時の賃金を雇入れ前と比較して5%以上上昇させる

助成金支給



中途採用計画期間

中途採用率の目標(イまたは口のいずれか)に応じて、計画期間は1年または6か月のいずれかを選択します。

イ	中途採用計画期間の中途採用率を前年同期 ^(※1) と比較して5ポイント以上上昇させる	1年 または 6か月
口	中途採用計画期間における中途採用率が50%以上である	1年

※1 計画期間の初日の前日の1年前の日から当該前日までの1年間
(計画期間が6か月の場合は、計画期間の初日の前日の1年前の日から6か月間)

「中途採用率」の計算方法

(1) 中途採用計画期間の前年同期 ^(※1) の中途採用率	前年同期に雇い入れた①～③に該当する労働者数	×100
	前年同期に雇い入れた②、③に該当する労働者数	
(2) 中途採用計画期間の中途採用率	期間中に雇い入れた①～③に該当する労働者数	×100
	期間中に雇い入れた②、③に該当する労働者数	

中途採用率の目標について

イ を選択する場合:上記の「(2)－(1)」を5ポイント以上とすることが必要です。

【例1】中途採用率を30%から40%とした場合、「10ポイント」となり要件を満たします。

口 を選択する場合:上記の「(2)」を50%以上とすることが必要です。

【例2】(2)が50%であれば、(1)が46% ((2)－(1)<5ポイント)であっても要件を満たします。

助成金の対象となる労働者

以下のすべての条件を満たす労働者が対象です。

- ① 申請事業主に中途採用^{※2}により雇い入れられた
- ② 雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者として雇い入れられた
- ③ 期間の定めのない労働者(パートタイム^{※3}を除く)として雇い入れられた
- ④ 雇い入れ日の前日から起算してその日以前1年間に、雇用関係、出向、派遣、請負または委任により当該事業主の事業所で就労したことがない
- ⑤ 雇い入れ日の前日から起算してその日以前1年間に、申請事業主と密接な関係にある事業主に雇用されていた経験が無い

※2 新規学卒者や新規学卒者と同一の枠組みで採用された方以外を指します。また、ハローワークからの紹介による雇い入れ以外も対象となります。

※3 パートタイムとは、「一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者と比べて短い労働者」のことを指します。

この他にも要件があります。詳細は「早期再就職支援等助成金ガイドブック」をご確認ください。
ご不明な点は、お近くの都道府県労働局またはハローワークまでお問い合わせください。



ガイドブック お問い合わせ先

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース)のご案内

事業主の経済的事情により離職を余儀なくされた労働者で「再就職援助計画」の対象となった方または雇用保険の特定受給資格者の方を、早期に雇入れ、賃金(※)を雇入れ前の賃金(※)より5%以上上昇させた事業主に対して助成します。

※ 毎月決まって支払われる賃金をいいます。

■「再就職援助計画」

事業規模の縮小など経済的事情で相当数の労働者が離職を余儀なくされる場合、事業主は、労働者に対する「再就職援助計画」を作成し、ハローワークの認定を受ける必要があります。

■「再就職援助計画対象労働者」

再就職援助計画の対象となった方のことを指します。再就職援助計画対象労働者証明書をお持ちです。

■「雇用保険の特定受給資格者」

倒産や解雇など、主に会社都合により離職した方のことを指します。

※ 特定受給資格者および特定理由離職者の範囲の概要：

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_range.html

■「毎月決まって支払われる賃金」

時間外手当および休日手当を除いた、毎月決まって支払われる基本給および諸手当をいいます(労働協約、就業規則または労働契約において明示されているものに限りします。)

より詳しくは、裏面の二次元バーコードからガイドブック p.5をご参照ください。

助成金の対象

労働者

貴社に雇入れられる直前の離職の際「再就職援助計画対象労働者(※)」であった方または雇用保険の特定受給資格者であった方。

※ 再就職援助計画対象労働者は、「再就職援助計画対象労働者証明書」をお持ちですので、採用応募時や面接時に証明書の有無を確認してください。

事業主

① 「再就職援助計画対象労働者」または「雇用保険の特定受給資格者」を、その離職日の翌日から3か月以内に、雇用保険被保険者かつ期間の定めのない労働者として雇い入れた事業主。

② 当該労働者を、雇入れ日から6か月を超えて引き続き雇用している事業主。

③ 当該労働者の雇入れ後の毎月決まって支払われる賃金を、雇入れ前の毎月決まって支払われる賃金より5%以上上昇させていること。

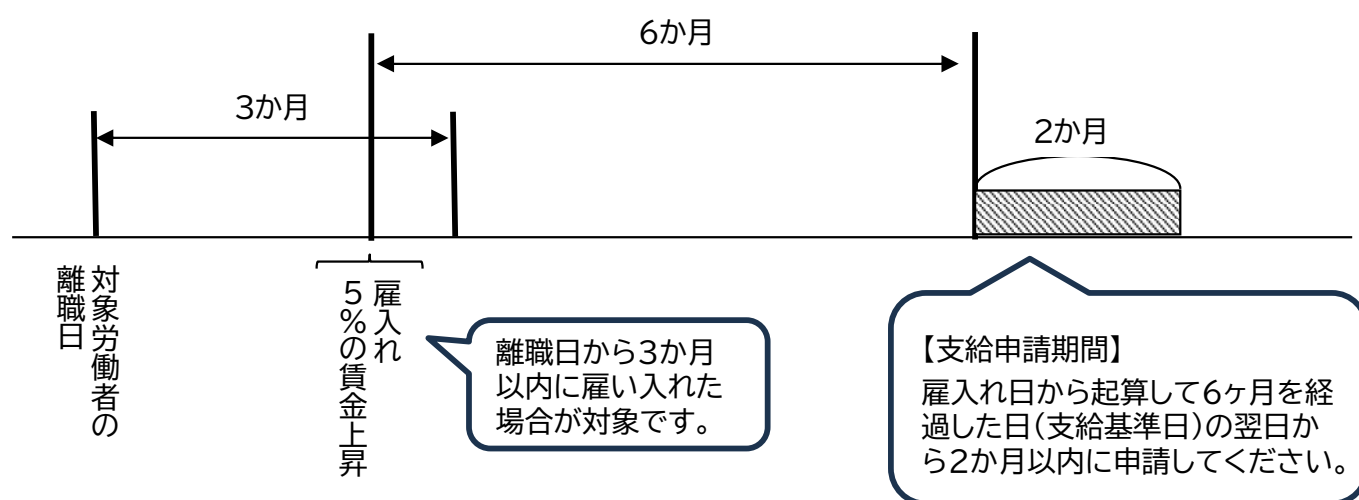
※ 試用期間中の賃金が低く設定されている場合は、試用期間後の労働条件による毎月決まって支払われる賃金と比較することができます。

助成額（対象労働者1人あたり）

通常	優遇助成※
30万円	40万円

※ 優遇助成は、一定の成長性が認められる事業所の事業主が、対象労働者を雇い入れた場合に適用されます。

助成金受給までの流れ



申請手続に関する問い合わせ先等

■ 各都道府県労働局の助成金申請窓口

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/toiawase2.html

二次元バーコード →



■ ガイドブック

支給要件や様式の記載例など、より詳しい内容をご確認いただけます。

URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001688530.pdf>

二次元バーコード →

